「経営継続補助金」のお知らせ(第2次申請受付)

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取り組みを国が支援します。

すでに第1次申請受付は終了しておりますが、<u>第2次申請受付</u>の連絡がありましたので お早めにご相談くださいますようお知らせいたします。

1 対象者

農林漁業者 (個人・法人)

- ※常時従業員が20人以下
- ※支援機関の支援を受けることが必要です。

2 補助金額

- (1) 経営継続に関する取り組みに要する経費 補助率 4 分の 3 (補助上限額 100 万円)
- (2) 感染拡大防止の取り組みに要する経費 補助定額(補助上限額50万円)

3 補助要件

2の(1)「経営継続に関する取り組み」の補助対象経費の6分の1以上を次のいずれかに充てる必要があります。

- A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費
- B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

※接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン









発情発見装置

漁船用高機能無線機

4 募集期間 (募集期間の変更について)

第一次申請分の審査遅れに伴い、第二次申請分の募集期間の変更がありましたのでお知らせします。

【募集期間 (第二次申請受付)】

受付開始 令和2年10月19日(月)

受付締切 令和2年11月19日(木)(※)

※支援機関によって締切日が異なりますので、あらかじめ依頼する支援機関に確認して 下さい。

JA の場合…第二次申請受付締切 11月6日(金)

【お問い合わせ先】

畜産課 ☎34-4020、園芸課 ☎34-4003、営農振興課 ☎34-4001、各営農経済センター